

平成29年度第3回北海道地方独立行政法人評価委員会
試験研究部会 議事録

- 開催日 平成29年8月18日(金) 10:00～11:00
○場所 道庁本庁舎地下1階 総合政策部共用会議室
○出席者 (委員) 一入部会長、安達委員、乙政委員、玉腰委員、山本委員
(事務局) 総合政策部政策局研究法人室 桑田室長、芹田参事、安田主幹ほか
○議事 (1) 平成28年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表及び利益処分案に係る知事の承認に関する意見について
(2) 平成28年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構における業務実績に関する評価結果(案)について

資料 資料1-1 平成28年度財務諸表の概要
資料1-2 平成28年度利益処分に係る知事の承認(経営努力認定)概要
資料2 北海道立総合研究機構 業務実績報告書 平成28年度 項目別評価結果
資料3 平成28年度北海道立総合研究機構の業務実績に関する評価結果(案)

(事務局：芹田参事)

□開会

委員の皆さま方には、ご多忙中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまから、平成29年度第3回試験研究部会を開催いたします。開会に先立ちまして、北海道総合政策部政策局研究法人室長の桑田からご挨拶を申し上げます。

(事務局：桑田室長)

- 本日は、皆さま、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。前回、道総研から研究成果のプレゼンや道総研へのヒアリングを実施いたしまして、業務実績評価のご審議をいただいたところでございます。本日は、当部会として、年度評価結果を取りまとめていただきますとともに、財務諸表と利益処分案の知事承認に関し、ご意見をいただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(事務局：芹田参事)

- 本日の議事についてでございますが、お手元の次第にございますとおり、2の議事についてご審議をお願いいたします。なお、これらの議題につきましては、部会の専決事項となっておりますので、本部会の決定が評価委員会の決定となります。このため、再来週8月29日に開催する当部会の親会議でございます評価委員会には報告事項となります。それでは、これからの先の議事の進行につきましては、一入部会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

(一入部会長)

- 本日は、委員の皆さまにおいては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。限られた時間ではありますが、客観的かつ中立的なお立場で、忌憚のない率直なご意見をいただければありがたいと存じます。それでは、議事が2件ございまして、まず始めに、(1)の「平成28年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表及び利益処分案に係る知事の承認に関する意見について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：木村主事)

- お手元の資料の1をご覧ください。法人から提出のありました、平成28年度の財務諸表の概要についてでございますが、資料の右上、法人の1年間の運営の成果を示す損益計算書で説明をさせていただきます。まず、損益計算書の左上、経常費用についてですが、法人の事業を運営するために1年間に要した、研究費用や職員人件費などの費用の総額が149億万円となり、これに対し、運営費交付

金収益などの経常収益の総額が右上の151億4,800万円となっています。そして、経常収益から経常費用を差し引いた、経常利益が、経常費用の下の網掛け部分になっている、2億4,800万円となっているところです。この経常利益から、次の行の臨時損失の5,100万円を差し引いて、下から2行目の前中期目標期間繰越積立金取崩額7,000万円を加えたものが、当期の総利益2億6,800万円となっております。この額は、矢印でつながっているとおり、左隣の貸借対照表の当期末処分利益と一致する額となります。これらの財務諸表につきましては、法人の監事及び会計監査人が実施した監査において、地方独立行政法人会計基準等に基づいて作成され、法人の財政状況などを適正に表示しているとの報告を受けております。

次に、資料の2をご覧ください。平成28年度利益処分に係る知事の承認概要についてであります。利益処分とは先ほど説明した当期総利益2億6,800万円について、法人の経営努力による利益として目的積立金に積み立てるのか、経営努力外による利益として積立金に積み立てるかというものです。経営努力による利益として目的積立金として積み立てるには、地方独立行政法人法第40条第3項により、設立団体の長である、知事の承認が必要とされております。さらに、同条第5項により、知事の承認に当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされております。

資料上段の表をご覧ください。平成28年度については、当期総利益は、円単位で2億6,751万2,979円です。道総研から、全額目的積立金として積み立てる旨の承認申請を受けております。道といたしましては、利益の主な発生原因については、経費の効率的な執行や人件費の節減により生じたものであり、経営努力認定基準に照らし、本来行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少した場合と認められると判断し、道総研の申請どおり、全額目的積立金として承認する案としております。なお、目的積立金の取扱についてですが、資料下段点線以下の参考をご覧ください。左側の「各事業年度(H27~H30)」の欄に記載のとおり法令上、目的積立金は、翌年度以降、中期計画において定められた剰余金の使途に充てることができることと定められております。道総研では目的積立金を研究用設備・機器の購入等に活用し、業務の効率化を含め、業務運営の質の向上を図っていくところです。

ただいま、ご説明いたしました、平成28年度の財務諸表及び利益処分に係る知事の承認に関する評価委員会意見について、これからご審議いただくわけですが、原案どおりご承認が得られれば、試験研究部会としては「意見なし」とさせていただきます、再来週29日開催予定の評価委員会にその旨報告することとなります。事務局からは以上です。

(一入部会長)

- 今、事務局から説明いただきましたが、この件について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(山本委員)

- 非常に努力された結果、今後ますます研究の成果によって、共同研究などの費用が入ってくるような形になる使い方を是非やっていただきたいと考えております。前回申し上げたように、各地域のたくさんの企業に対するアプローチ、例えばどんな企業があって、どのような研究を考えているのか、私は、HOPEの情報未来研究会の代表をしております、以前にHOPEに加入している企業のデータベースを作ったことがあるのです。その中で、例えば、研究開発をしたいと思っているなどを調査して、それをアップし、企業が興味をあるということが重要ですので、道内企業の意識調査を行い、そこに対する効率的なアプローチ、マッチングなどにかかる費用も考えていただければと思います。

札幌圏はHOPEの活動もありまして産学官の連携などは理解されている企業も多いですが、地域にそういう意識があるのかということ、人口減少など考えると、もっとたくさんのアプローチが必要だと思いますので、各地域でのどんな研究をやりたいなどのアンケート調査などを道総研でできるのなら是非お願いしたいと思っております。

(乙政委員)

- 目的積立金は、今時点では明確な目的はなく、積み立てるという形ですか。
(事務局：桑田室長)

□ 積立金を勘案しながら執行していくことになります。

(乙政委員)

- この先、基本的にずっと積み立てていく形になると思いますが、単年度の決算で赤字になることはありえますか。

(事務局：桑田室長)

□ そうなった時は、積立金から取り崩すこともあるでしょうし、補正予算の対応もありますし、1期5年間で終了した時に、一度整理をすることになっておりますので、ずっと積み立てていくことはないです。

(一入部会長)

- 一つ質問なのですが、純利益という言葉が使われているのですが、運営交付金は年度当初に、こういう活動をしますという予算を計上して、予定された活動を全部行ったけれども、その途中の努力によって、あらかじめ計上していた予算よりも低い予算で目的が達成された、これをもって自己努力と言いますか、利益が生じたという認識で宜しいですか。

(事務局：桑田室長)

□ 結構です。

(一入部会長)

- 当初から運営交付金で予算されていて、これに対して活動目標として低い予算を設定して、その差が最初から生まれているということはないですね。はいわかりました。

(乙政委員)

- 前回、評価委員会で、なぜ人件費に余剰が出ているのかとの質問に、若干多めに予算を組んでいるとの回答だったのですが。

(事務局：桑田室長)

□ 人件費や人数につきましては、設立当初の定数がベースになっていて、それと今が少し合っていないところがございます。採用できなかつたり、あるいは年齢構成も変わってきて、人件費の単価との乖離が生じてきているということで、人件費が流動的になっているような面もあり、努力はしているがなかなかそこまで満たっていないということで理解をお願いします。

(一入部会長)

- ほかにございますか。それでは他にないようでしたので、議事(1)「財務諸表の承認に係る意見」については、当部会の先決事項となりますので、本部会の決定が評価委員会の決定となります。皆さまからのご意見がなければ、この部会としては、特に意見なしということで、再来週29日の評価委員会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

- 委員同意

(一入部会長)

- それでは、同意が得られましたので、委員会の意見は、「意見なし」とさせていただきます。それでは次の議題に移ります。議事(2)「平成28年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構における業務実績に関する評価結果(案)」について、それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：鹿又主査)

□ まず、資料3をご覧ください。先日の部会では、業務実績報告書について、ヒアリング、審議をいただきましたが、こちらは、その時の評価委員会の評価結果を取りまとめたものです。

次に、資料4をご覧ください。「平成28年度 業務実績に関する評価結果(案)」ですが、この報告書は、ただいま説明した評価結果や委員意見を反映しながら、事務局で評価結果案として作成したもので、決定後、法人へ通知するとともに、知事及び道議会に報告するものになります。

この報告書の構成ですが、表紙をめくってください。まず、評価に当たっての基本的な考え方として、評価方法などを記載しております。その次のページには、評価委員会での審議状況及び評価委員名簿を、1枚めくっていただくと道総研の概要、その次のページに目次を記載しており、目次をめくったページ以降が本文となります。本文は、1ページの全体評価と3ページからの項目別評価にわかれています。

まず、本文1ページの全体評価をご覧ください。前段が(1)総括であり、内容を読み上げますと、「平成28年度の業務実施状況の確認等を行い、以下の5項目に関し評価を実施したところ、Ⅳ評価の順調に進んでいるが3項目、Ⅲ評価のおおむね順調に進んでいるが1項目、Ⅱ評価のやや遅れているが1項目となり、総合的に勘案すると、おおむね順調に進んでいると認められる。」とまとめさせております。また、その下に、1から5の評価結果を記載しております。

次に、(2)業務の実施状況をご覧ください。1から5の評価委員会の評価項目ごとに、主な取り組みを記載しております。「1 研究の推進及び成果の活用」については、第2期から、総合力を発揮して取り組む研究を新たに研究推進項目として設定するとともに、戦略研究や重点研究などのほか、外部資金による研究課題の獲得に積極的に努めたことと、下から5行目になりますが、知的財産の管理において、知的財産審査委員会の意見を受け、維持することを決定した特許権について、特許料の納付手続の失念により、失効させたものが1件発生したことを記載しております。「2 技術支援、連携の推進及び広報の強化」については、企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施するとともに、一部については、共同研究の実施、新商品の開発に繋げることに取り組んだことや、8行目になりますが、企業と共同開発した商品等の事例を掲載した冊子「キラリと光る北海道の注目技術」を新たに作成し、各種イベント、企業訪問の際に広く配布したほか、ホームページや道庁ブログ、フェイスブックを活用し、身近でわかりやすい広報に取り組んだことを記載しております。「3 業務運営の改善」については、限られた人員の中で、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、組織体制の見直しを行うとともに、採用試験の実施時期を前倒しする等、優秀な人材の確保や育成に努めたことなどを記載しております。「4 財務内容の改善」については、事務的経費や維持管理経費の効率的な執行に努めたことなどを記載しております。「5 その他業務運営」ですが、この評価項目は、Ⅱ評価、やや遅れているとなった項目ですが、その主な要因となった、B評価となった項目の施設等の安全管理において灯油の漏洩事故が1件発生したこと、情報セキュリティ管理において、不適正なネットワーク接続によるウイルス感染事案が1件発生したこと、S評価になった項目としまして、災害発生時の対応として、熊本県地震や大雨による被災町への支援を積極的に行い、調査の実施や技術的な協力等に関して積極的に取り組んだことについて記載させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。3ページから9ページまでは、項目別評価で、1から5の評価項目ごとに、主な取組と評価を記載しております。まず、3ページの「1 研究の推進及び成果の活用」をご覧ください。1行目ですが、道総研が自己点検評価した13項目について確認等を行った結果、A評価が12項目、B評価が1項目であり、SからAの割合が92.3%とおおむね9割以上であり、Ⅲおおむね順調に進んでいると評価したというように、評価結果を1から5までそれぞれ記載し、その下の枠内には、主な取組と評価を記載しております。また、この枠内には、前回の部会での委員の皆さまのご意見も反映するようにいたしましたので、部会で発言のあったご意見について、ご説明します。9ページをご覧ください。5その他業務運営の4情報セキュリティ管理に関して、一入部会長から、「どのように改善していくかが問題。」「やっていけないとわかって、やってしまったXPの問題とうっかりやってしまったものとは同列に扱えない」という趣旨のご意見をいただきました。安達委員から、「公的な機関であるし、一般よりも与える影響が大きい」という趣旨のご意見をいただきました。

た。山本委員から「組織の中で早い段階でXPをやめてしまうべきだったのではないか」「全体の管理方法にも問題があったのではないか、管理体制を強化することをお願いしたい」との趣旨の意見をいただきました。乙政委員からは、「重大な事故であるので厳重に対処していただきたい」との趣旨の意見をいただきました。いただいた意見をまとめさせていただき、「一部の職員のセキュリティに関する認識の不足のほか、組織としての全体の管理方法にも問題があったと言わざるを得ない。公的な機関でもあり、与える影響も大きいため、管理体制の強化を含め、今後の防止について、より一層徹底すべきである。」と意見を反映させていただきました。

続きまして、参考資料1をご覧ください。先日の部会で、業務実績報告書について、ご審議いただいた際に、色々な意見をいただきましたが、業務実績に関する評価結果以外のものにつきまして別途まとめさせていただきました。こちらにつきましては、別途、委員からの意見・要望として道総研の方にお知らせさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

「評価結果（案）」の説明は、以上です。

（一入部会長）

- それでは、今の事務局の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

（各委員）

- 意見なし

（一入部会長）

- 意見等がないようでしたら、平成28年度評価結果については、この評価結果（案）を当部会の評価結果とし、今月29日に開催する評価委員会に報告することよろしいでしょうか。

（各委員）

- 委員同意

（一入部会長）

- 今後、事務局でも最終確認を行います。表現や字句等の修正があった場合、部会長の私に一任願いたいと思存しますが、皆様、よろしいでしょうか。

（各委員）

- 委員同意

（一入部会長）

- では、そのように決定いたします。次に、「3 その他」について、事務局から説明願います。

（事務局：鹿又主査）

- 参考資料2をご覧ください。地方独立行政法人法の一部改正につきまして、今年の春くらいからいろいろ情報提供がありまして、先日、正式に決定したものになります。今改正は国の方で、独立行政法人制度改革を平成26年度に実施したことを踏まえた改正になりまして、平成30年4月1日施行を予定しております。一部については、平成32年4月1日施行になります。

こちらの大きな改正内容は2点ありまして、1点目はここに記載されてませんが、地方独立行政法人で窓口業務の追加として市町村が対象となり、住民票の交付などを独立行政法人でできるようにする改正ですが、道総研とは関連がないので、資料は省略させていただいています。

もう一つが、地方独立行政法人における適正な業務の確保として、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築と法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入することの2本立てになっておりまして、大きく変わるところが、法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長いわゆる知事に変更するという内容になっております。こちらは法改正に伴い、評価委員会の役割

について見直しをしていかなければならないのですが、公立大学法人の方は除くという規定になっておりまして、大学法人室とも調整していかなければなりません、道での評価といってもなかなか大変ですので、法改正により若干方法は変わるかもしれませんが、委員の皆様には今年と同様に意見をいただきながら、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、中期目標を具体的に設定するという改正になっていますが、道総研の中期目標につきましては、ある程度、項目立てした中で具体的な目標設定をさせていただいておりますので、それについては影響を受けないと考えております。それから中期目標にかかる業務評価の時期を1年前倒しにして最終年度で見込み評価することと法改正されましたが、道では2年前に中間評価として中期目標に対する見込みの評価をしておりますので、こちらについてもその扱いを総務省に確認中で、一方医大につきましては、総務省資料によると時間がかかるから2年前倒しするとの形になっておりますので、そういう理由であれば、道総研の方も2年前倒しも可能でないかと照会している最中です。こちらについても来年4月までに検討していかなければなりませんので、その都度委員の皆様にお知らせして参りますので、よろしくお願いいたします。

法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入につきましては、地独法の業務方法書において、内部統制体制について明確化するとなっております、業務方法書を見直していかなければならないという状況となっております。詳細については国でも決まってないとの状況ですので、年内にはお知らせしたいというお話がありました。こちらも評価委員会から意見をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

役員等の任期について、中期目標期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間として規定することとか、役員の損害賠償責任の規定の明確化を、これは内部についての規定ですが、変更することになっております。こちらは条例、関係規則の改正が必要となってきますので、見直し作業を始めて参ります。以上になります。

(一入部会長)

- ありがとうございます。今の報告や本日の審議全体を通じて何かありませんか。特にご発言がないようですので、これをもちまして試験研究部会を終了したいと思います。お疲れ様でした。ではこの後は、事務局からお願いします。

(事務局：芹田参事)

- ありがとうございます。次回の会議開催についてですが、再来週8月29日(火)、午前10時30分から、道庁本庁舎2階の会議室におきまして、第2回評価委員会を開催します。当日は、本日も審議いただきました平成28年度評価結果、財務諸表等について評価委員会に報告することとしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、これをもちまして、平成29年度第3回試験研究部会を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。